

こんにちは！

市立高校の主任手当を子どもと教育に生かす会です

「生かす会」とは

市教委が任命主任制を強行

1980年5月1日、市教委は一方向的に任命主任制規則を強行実施しました。そしてそれに続けて12月から主任手当の支給が強行されました。

京都市立高校(市高)ではそれまで30年にわたって、主任は職場で民主的に話し合い、公互選で決められてきました。教育活動は教職員が主体性をもって自覚的にとりくむものです。自ら考えることなく、言われたことをやればよいというものではありません。市高では日々の教育活動を、教職員どうしが話し合い、協力し合って行ってきました。

ところが市教委は、各校の主任を市教委と校長の『協議』で一方向的に決めて任命するというやり方を学校に押しつけてきました。

そのころすでに教科書から平和と民主主義を消し去ろうとする教科書攻撃など、戦前を思い起こさせる極めて憂慮すべき状況が進行しており、この任命主任制は上命下服の体制をつくり、教育の国家統制への道を露払いするものだ、多くの教職員が怒りの声をあげました。任命行為を強いられる校長の中には心を痛める方もいらっしやったことでしょう。

主任手当抛出のとりくみと、「生かす会」の結成

主任手当は、その任命主任制のねらいを押し進めるために、主任を賃金上でも他の教職員と区別し、上意下達の管理統制を強めるねらいをもったものです。そのねらいを許さず、主任手当は子どもと教育に還元されるべきものということで、市高教組は主任手当の抛出運動をよびかけ、市高では多くの主任の方々に主任手当を抛出していただきました。

「生かす会」は、そういう教職員の思いを込めて抛出された抛出金を、文字通り子どもと教育に生かしていこうという趣旨で、1981年5月30日に結成されました。抛出金を管理し、その用途について議論し、執行する組織です。用途については「子どもと教育に生かす」という趣旨にそっているかどうかを総会や代表委員会で民主的に話し合っ確認し、教職員の合意のもとで事業を続けてきています。

「生かす会」の「2つの事業」と、職場還元金事業の終了

「生かす会」では2つの事業を行ってまいりました。職場還元金事業と災害見舞金事業です。

職場還元金事業とは、各職場の管理委員会を中心に毎年事業案を申請して、子どもと教育に生かす方向で活用していただく事業です。各職場とも年額 20 万円を基本に、公費で充当することが困難なところにあてるということで、各職場の事業案については、総会や代表委員会で「子どもと教育に生かす」趣旨にそっているかどうかを確認して執行してきました。

しかし近年、市教委は主任手当対象主任を大幅に限定するようになりました。そして、国の制度ですが、「主幹・指導教諭」といった新しい職と、一般の教職員とは異なる給料表を創設し、主任手当とは異なる方法で上意下達の管理統制を強めようとするようになりました。市高教組としては、主任手当拠出のとりくみを 2018 年度で終了しました。

「生かす会」は 2018 年度の総会において、職場還元金事業については 2019 年度で終了し、可能な限り、災害見舞金事業を続けていくことを確認しました。

災害見舞金事業は、可能な限り継続

災害見舞金事業は、不幸にして市立高校に通う生徒の保護者死亡や住居火災があった際に見舞金を給付するものです。1 件につき 6 万円をお見舞・激励の手紙文を添えて贈っています。

また 2012 年度から、水害被害を受けた生徒に対する 1 件につき 5,000 円の見舞金制度が新設されました。

特に学級担任をしていらっしゃる先生方には意識しておいていただきたい事業です。該当する事象が担任生徒に生じた場合には、市高生かす会にご連絡ください。

《連絡先》 075-771-1328 市高生かす会事務局(市高教組書記局内)

各職場代表委員、分会役員を通じてのご連絡も可能です。

次回、第126回代表委員会では、代表委員の互選により委員長・副委員長を選出し、決算報告と予算を確認します。各職場の代表委員の選出をお願いします。

<日程：5月22日(土)12:00 - 教育会館3階会議室にて(予定) >

京都市高2021
生かす会ニュース
5月10日(月)No.1